

1. 商品名	・貯蓄貯金 < I 型 > (愛称: 貯蓄貯金 30 万円型)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入れ ・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額階層に応じた毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・毎年 2 月と 8 月の当会所定の日はこの貯金に組み入れます。 ・毎日の最終残高 1, 000 円以上について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。 ・20% (国税 15%、地方税 5%) 【注】の分離課税となります。 【注】平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボード等に表示しています。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入れ・払戻し等の際に、当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・1 ヶ月間 (毎月 1 日から月末まで) に 5 回を超えて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当会所定の手数料をお支払いいただきます。
8. 付加できる特約事項	・キャッシュカードにより ATM 等で入出金ができます。 ・マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度	・この貯金は貯金保険制度による保護の対象となり、当会の他の一般貯金と合わせ元本 1, 000 万円とその利息が保護されます。
11. 相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっています。
12. 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等 (以下「苦情等」といいます。) につきましては、営業日の 9 時から 17 時までに、当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお申し出ください。当会では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・JF マリンバンク広島県相談所 (以下「県相談所」といいます。) (TEL: 082-247-2301) でも、金融機関営業日の 9 時から 17 時まで、苦情等を受け付けています。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお問い合わせください。
13. 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国 JF マリンバンク相談所 (TEL: 03-3294-9670) を通じて、弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお問い合わせください。 ・次の東京・第一東京・第二東京の三弁護士会 (以下「東京三弁護士会」といいます。) については、お客様が直接東京三弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○ 東京弁護士会 紛争解決センター (TEL: 03-3581-0031) ○ 第一東京弁護士会 仲裁センター (TEL: 03-3595-8588) ○ 第二東京弁護士会 仲裁センター (TEL: 03-3581-2249) ・東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で次の手続きを進める方法もあります。 ①現地調停: 東京三弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ②移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 ※ 現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は、県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	・給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りおよび公共料金等の自動支払いはご利用になれません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が月末時点で 40 件以上ある場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。